九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ドイツ信用銀行による貨幣節約メカニズムの展開 : 資本信用と信用創造

仲村, 靖

https://doi.org/10.15017/2920771

出版情報：経済論究. 77, pp.121-153, 1990-07-27. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

「ドイツ信用銀行による貨幣節約メカニズムの展開—資本信用と信用創造—」

仲　村　　靖

目次

Ⅰ　問題と視角
Ⅱ　銀行資本の集中と業務展開
Ⅲ　銀行流動性
Ⅳ　支払決済システムの展開
　1．公的支払決済制度の導入
　2．民間支払決済システムの発達
Ⅴ　資本信用と信用創造——結びにかえて——

Ⅰ　問題と視角

18世紀半ばに産業革命を達成した後発資本主義国ドイツは，先進工業国イギリスに対応するために，低水準の資本蓄積のもとで急激な重化学工業化を遂行せざるをえなかった。この過程において資本蓄積を支えた二つの槓杆が，株式会社制度の広汎な採用とこれに対する兼営主義を採る信用銀行（Kreditbank）の積極的な信用供与であった。信用銀行は，正規の銀行業務ばかりでなく証券業務に通じる「非正則的銀行業務」をもその業務内容としており，短期・長期の信用供与，証券発行・創業業務（Emissions- und Gründungsgeschäft）を行い，産業株式会社に対する多面的な取引関係を通じていわゆる金融資本的関係を形成したのである。それでは，ドイツ産業資本の強蓄積を信用制度の側から基礎づけた信用銀行の業務展開はいかなる機構に支えられていたのであろうか。換言すれば，兼営銀行であるドイツ信用銀行は，いかなる意味で支払決済を中核とする正規の銀行業務と証券業務とを「兼営」していたといえるのであ

ろうか。

周知の通り，信用論を「信用の必然性」の二つの系譜において体系化した川合一郎氏は，「流通時間なき流通」の論理系譜上に商業信用から上向した信用創造（振替的信用創造）論を，「量的制限の止揚」の論理系譜上に資本信用から上向した信用媒介（現金的信用創造）論を展開し，この二つの系譜を峻別される立場を採ったのであった[1]。いうまでもなく，川合氏の意図するところは，固有の意味での信用創造を再生産論・実現論との関係において規定し，原資を上回る貸付という意味での「信用創造」現象との相違を理論的に把握することにあったのであり，その理論的功績を軽視することはできない。だが，この様な把握においては，純粋の信用媒介機関が行う資本信用の供与と商業銀行＝信用創造機関が行う資本信用の供与とは論理的に無区別である[2]。商業銀行の貸付は，決済性預金の設定によって行われる。資本信用の供与に際してもこの形式が採られる[3]。資本信用はその長期性により，所要準備率に商業信用代位の場合との差異を生ぜしめる。自己流動的な商業信用代位の準備率は銀行組織全体にとっては再生産的に規定されている。川合氏はこれを，一般的流通と商業流通の規模によりマクロ的に $\frac{v+m}{c+v+m}$ であると規定した[4]。これに対して，資本信用は，固定資本調達にも充用され，その価値移転様式の相違，実現・還流の長期化のために自己流動性を持たない。この様な非流動的な資本信用を供与した銀行は，資産項目それ自体の流動性に依存するのではなく，金融市場を媒介として流動性の回復をはかっていく。自己流動性論に対する転嫁流動性論である。「量的制限の止揚」の論理系譜は，資本信用を基底としその論理展開上に擬制資本範疇を成立させる。この擬制資本市場の展開をまって，再生産過程に対しても資本信用が供与されるのである[5]。しかし，予め述べておくならば，このことは従来議論されてきた貸付債権そのものの株式への転換＝証券化による流動性回復を意味するのではない。後に触れる様に，大陸における支払取引（Zahlungsverkehr）は，英米の小切手取引（Scheckverkehr）に対して，振替取引（Giroverkehr）が支配的であった。ライヒスバンク（Reichsbank）はハンブルク振替銀行（Hamburger Girobank）から受け継いだ振替取引を全国規模で拡大し，中央銀行による公的支払決済制度を政策的に導入したので

あるが，これに対して1890年代後半以降，信用銀行が独自の決済システムを形成していく。信用銀行はさらに，証券流通をも取り込んだ貨幣節約システムを展開することにより，創出された債権債務の相殺率を上昇させ，個別銀行外部への現金流出を回避することによって，信用創造能力を飛躍的に高めていくのである。これを明らかにするのが，本稿の目的である。

注

1) 川合一郎『管理通貨と金融資本』(『川合一郎著作集』第6巻，有斐閣，1982年)，第1章を参照されたい。

2) 川合氏は，「商業銀行は受ける信用を貸し付ける，すなわち，信用を創造するのにたいして，資本信用の媒介は内容的にはあくまで預かった現金預金の貸付」であるという把握から，「この場合〈商業銀行が金融媒介機関を兼営した場合——引用者〉商業銀行は発生原因の異なる二つの信用形態（商業信用と資本信用）を媒介していることになるのであるが，この場合は内容的には現金による預金→貸付である資本信用の媒介を，信用創造という，受ける信用を貸し付けるという商業信用代位の形態によって蔽うことになる。」(川合，同上書，41～42頁）と述べられている。すなわち，商業銀行による資本信用供与＝「信用創造」の内実は，貸付・返済の加速による現金的信用創造であり，同一の金融機関内部で信用創造と信用媒介という二つの異なる機能が果たされているに過ぎないとする見解を示されているのである。

3) 注 2) でみたように，商業銀行による商業信用代位と資本信用供与との形態的同一性は，川合氏も指摘するところである。だが，問題とされるべき点は，川合理論においては銀行による信用創造の量は商業流通の規模を限界としそれ以上には拡大し得ないという点にある。しかし，銀行信用の量は，商業流通の規模に定まるものではなく，これを越える部分も v+m 以上に受け入れられた現金預金の量に規定されるわけではない。商業流通および一般的流通の規模（現実資本蓄積）から乖離し，相対的に独立してこれに影響を及ぼしていく貨幣資本の蓄積が，銀行による信用創造（振替的信用創造）によって促進されることを明らかにする，というのが筆者の問題意識である。この点について，西村閑也「解説」(『川合一郎著作集』第5巻，有斐閣，1981年)，421～423頁，深町郁彌「解説」(川合，前掲『著作集』第6巻)，392～395頁を参照されたい。また，生川栄治『信用理論の体系』有斐閣，1985年，147頁をも参照。

4) 商業信用代位の準備率について川合氏の規定を詳細に検討されているのは，守山昭男氏である。守山氏は，銀行預金の平均残高を本源的預金と派生的預金とについて各各区分し，前者は流通期間に後者は所得期間に規定されるとして，マクロ的な信用創造倍率と支払準備率との相違を指摘している。守山昭男「信用創造と支払準備率」(広島修道大学『修道商学』第22巻第2号，1981年12月)，「再生産と信用創造」(広島

修道大学『修道商学』第26巻第1号，1985年6月）などを参照。また，向壽一「資本蓄積と信用創造」（横浜国立大学『エコノミア』第81号，1984年6月）をも参照されたい。

5) この点については，坂本正氏が詳細な検討を行われている。坂本「資本信用と擬制資本信用——『貨幣資本と現実資本』論への視座——」（熊本商科大学『熊本商大論集』第35巻第1号，1988年9月）を参照。

II　銀本資本の集中と業務内容の変化

ここで信用銀行の業務内容の変化・展開を銀行部門における集積・集中の進展を軸に概括しておこう[1)]。

ドイツ銀行資本の集中過程は3つの時期に大別することができる。第一期は，50年代半ばと70年代初頭の2つの「創業時代」（Gründerjahre）を含む1848〜73年の期間である。「第一次会社設立期」にクレディ・モビリエを模倣した株式銀行が，個人銀行に代わって産業株式会社の旺盛な資金需要を充足する金融機関として簇生したが，表1にみられる様に，これらの株式銀行は，預金の受入れには消極的であり，資産総額の7割にも及ぶ高い自己資本比率に基づいて，交互計算取引による長期の設備信用の供与，産業企業への直接出資，その回収を含む証券発行業務に傾斜し，創業者利得・投機利益を追求する著しく投機的性格を持つものであった。70年代初頭の「第二次会社設立期」には，1871年のドイツ帝国創設・諸邦の統一に伴う国内市場の確立，1870年株式会社法（Aktiengesetz）改正による準則主義の採用，普仏戦争の勝利による賠償金の流入，貨幣制度の統一・金本位制への移行，戦後の復興，鉄道建設などにより株式ブームが引き起こされ，個人企業の組織変更も含め50年代を上回る多数の株式会社が設立されるが，この好景気は1873年恐慌により破局を迎える。ベルリン取引所における株式平均相場は，額面に対して72年の125.8％から75年には66.6％に下落し，株式投機に大規模に関与していた銀行部門でも，銀行数にして株式銀行139行のうち半数以上の72行，資本金額にたいして4割近くが整理された。これらの銀行の多くが他の銀行に合併・吸収されるが，この過程は合併差益と共に取引先を吸収先の銀行にもたらすことになる。この大量の銀

表1

1857年12月31日における発券銀行25行の貸借対照表　（単位：1,000ターレル）

科目	金額	科目	金額
現金	79,746.9 (28.9)	債権者勘定	17,634.2 (6.4)
自己銀行券	14,120.1 (5.1)	預金	31,922.1 (11.6)
手形	100,916.8 (36.6)	銀行券	130,772.0 (47.4)
債務者勘定	23,942.6 (8.7)	引受手形	517.4 (0.2)
ロンバート	33,961.6 (12.3)	資本金	82,996.7 (30.1)
有価証券	9,209.4 (3.3)	準備金	4,836.1 (1.8)
産業企業への出資	1,403.1 (0.5)	純利益	5,093.9 (0.2)
その他	12,212.5 (4.4)	その他	1,740.6 (0.6)
資産合計	275,513.0 (100.0)	負債合計	275,513.0 (100.0)

1857年12月31日における株式普通銀行14行の貸借対照表　（単位：1,000ターレル）

科目	金額	科目	金額
現金	5,191.4 (5.3)	債権者勘定	12,577.5 (12.8)
手形	20,510.6 (20.8)	預金	4,535.4 (4.6)
債務者勘定	34,550.5 (35.0)	引受手形	5,958.1 (6.0)
ロンバート	5,320.1 (5.3)	資本金	68,262.2 (69.2)
有価証券	15,183.9 (15.4)	準備金	4,001.1 (4.1)
産業企業への出資	12,195.3 (12.4)	純利益	2,307.6 (2.3)
その他	5,671.9 (5.8)	その他	981.9 (1.0)
資産合計	98,623.8 (100.0)	負債合計	98,623.8 (100.0)

1872年12月31日における株式普通銀行121行の貸借対照表　（単位：1000マルク）

科目	金額	科目	金額
現金	220,605.4 (12.1)	債権者勘定	393,820.7 (21.7)
手形	246,200.7 (13.5)	預金	119,711.9 (6.6)
債務者勘定	725,540.1 (39.9)	引受手形	225,003.7 (12.4)
有価証券担保貸付	224,820.2 (12.4)	資本金	874,632.4 (48.1)
有価証券	247,472.8 (13.6)	準備金	59,345.6 (3.3)
継続的参与	94,044.4 (5.2)	純利益	124,664.7 (6.9)
その他	58,997.4 (3.2)	その他	20,502.0 (1.1)
資産合計	1,817,681 (100.0)	負債合計	1,817,681 (100.0)

（資料）Alfred Lansburgh, *Das deutsche Bankwesen*, 1909, Tafel VI. VII.
（注）括弧内は構成比

行倒産を契機として，株式銀行はその業務内容の比重を証券発行業務から正規の銀行業務へと移行させていくのである。1873年から1890年代前半の時期を第二期と性格付けることができる。

全国株式銀行の資産項目中，1883年には証券担保貸付 2億2,3000万マルク，保有有価証券2億4,700万マルクに対して，割引手形4億5,300万マルク，債務者勘定 (Kontokorrentdebitoren) に示される交互計算貸付残高その他8億8,600万マルク，1894年には証券担保貸付4億6,900万マルク，保有有価証券4億マルク，割引手形7億9,500万マルク，交互計算貸付残高その他16億3,100万マルクとなっており[2]，手形割引業務と交互計算業務の展開がみられる。しかし，この様な株式銀行の業務展開は，イギリス型預金銀行の形成を意味するわけではない[3]。「大不況」と呼ばれるこの時期には，生産部面での停滞基調を反映して利子率は低水準であり[4]，証券市場もまた低迷していたが，79年に始まるプロイセンの鉄道国有化政策による鉄道株式相場の急騰，鉄道株式・社債と交換される公債の発行，さらに外国証券の発行は，ベルリン所在銀行に証券業務の機会を与えた。他方，産業地帯に基盤を置く地方銀行は，継続的で緊密な取引関係に基づき，交互計算業務 (Kontokorrentgeschäft) を通じて産業企業に，経常的経営に要する資金のみならず，証券発行によって調達できない設備購入資金についても信用を供与していた。正規の銀行業務と公債発行業務に力点を置くベルリン大銀行[5]と交互計算業務を育成して設備信用を供与する地方大銀行[6]の2つの株式銀行タイプの形成である。

1890年代に入るとドイツ銀行業の発展は新たな局面を迎える。1890年恐慌による海外証券相場の暴落はベルリン銀行に国内業務への転換を余儀なくした。また，他方，産業集積・集中の進展，炭鉄混合企業の形成による資金需要は，地方銀行の貸付能力を上回る程，巨額化し，ルール地方における銀行の交互計算貸付は債権者勘定残高 (Kontokorrentkreditoren) の2倍以上に達した。1900年恐慌における有力地方銀行ライプツィッヒ銀行 (Leipziger Bank) の倒産はかつての様な証券投機によるものでなく，交互計算業務を通じた設備信用供与による流動性低下をその原因とするものであった。収益性の高い対産業業務へと向かうベルリン大銀行の志向と，ベルリン証券市場への連絡を求める地方

銀行の願望とが合致する。こうして，1890年代後半～1900年代前半の第三期に，対産業業務に精通している地方銀行の独立性を維持したままで系列化が進行し，ベルリン大銀行を頂点とする信用銀行グループ[7]が形成されるのである。

こうして世紀転換期に業務内容が異なる2つのタイプの株式銀行を構成要素とする株式銀行グループとして成立した信用銀行は，第一次および第二次「会社設立期」ののち，みたび産業証券業務に携わり産業資本の集積・集中に関与することになったのであるが，このことは証券発行・創業業務に比重を置く投機的性格を持つ銀行タイプへの回帰を意味するものではない。信用銀行の対産業活動の重点は継続的な業務関係の獲得，「つまり交互計算業務を中核とし，またその完成された姿においては，一銀行と一企業の全取引を包括する継続的な業務関係にほかならないひとつの総体」[8]の形成にあり，産業証券業務はその「総体の一環」にすぎず，しかも「その最も重要な一環ですらない」[9]。信用銀行にとって対産業関係の「要点」(Angelpunkt)[10]をなすものは交互計算業務であり，顧客のための支払取引を初めとして，債権の取立，手形保証，信用状の発行，有価証券の保管等の多様なサービス[11]を提供し，銀行と産業との密接な関係を展開していくのである。

ここで問題となるのは，交互計算業務を「要点」とし証券発行業務を「総体の一環」とする対産業関係の形成は，信用銀行にとって，設備調達資金をも含めた積極的な信用供与を可能にする収益性の高い業務分野をもたらすと同時に，自己流動性を持たない銀行資産の保有により銀行流動性の悪化をもたらすことである。収益性の向上に対応した流動性の低下を信用銀行はいかに処理していくのか。再生産過程から相対的に自立した信用制度内部の問題である。

注

1) 本節の叙述に当たっては，以下の著作を参照した。Otto Jeidels, *Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie*, Leipzig 1905.（長坂聰訳『ドイツ大銀行の産業支配』勁草書房，1984年)。Dr. J. Riesser, *Die deutschen Großbanken und ihre Konzentration*, 4. Aufl., Jena 1912. 生川栄治『現代銀行論』日本評論新社，1960年，第一章。長坂聰「ドイツ金融資本の成立」(武田隆夫編『帝国主義論(上)』東京大学出版会，1961年，第三章)。戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』東京大学出版会，1963年。斉藤晴造『ドイツ銀行史の研究』法政大学出版局，1977年。石見

徹『ドイツ恐慌史論』有斐閣，1985年。

2) 戸原，同上書，付表Xより。なお，証券担保貸付とは，ロンバート (Lombard) とルポール (Report) の合計である。

3) 「特殊ドイツ的銀行型の機能は，まさしく，発起業務を営む点でイギリス的預金銀行型の機能から差別され，また，正規の銀行業務を営む点でクレディ・モビリエ的銀行型の機能から差別される」(大野英二『ドイツ資本主義論』未来社，1965年，179頁) また，長坂聰「交互計算信用と発行業務——ドイツ信用銀行の本質——」(玉城肇他編『マルクス経済学体系』下巻，岩波書店，1957年)，103〜104頁および116頁以下を参照。

4) 低金利状態のもとで，1880年からライヒスバンクが公定歩合以下の優遇利率 (Privatsatz) での手形割引に踏み出した事情の分析については，工藤章「第一次大戦前のライヒスバンク——金融政策と金融市場——」(金融経済研究所『金融経済』第145号，1974年4月) を参照。

5) ベルリン五大銀行，すなわち，ディスコント・ゲゼルシャフト (Disconto-Gesellschaft)，ダルムシュタット銀行 (Bank für Handel und Industrie)，ベルリナー・ハンデルスゲゼルシャフト (Berliner Handels-Gesellschaft)，ドイツ銀行 (Deutsche Bank)，ドレスデン銀行 (Dresdner Bank) の利潤源泉別構成について，Paul Model, *Die großen Berliner Effektenbanken*, Jena 1986, s. 182〜183. を参照。

6) ライン・ヴェストファーレン地方の銀行については，Adolf Weber, Die rheinisch=westfälischen Provinzialbanken und ihre Krisis, in: *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Leipzig 1903. に貸借対照表，利潤源泉別構成などの資料が豊富に掲載されている。

7) ここでいう信用銀行グループとは，貯蓄銀行部門 (Sparkassen)，信用協同組合 (Kreditgenossenschaften) 部門とともに現在の西ドイツにおける三大銀行部門を形成するものを示すのではなく，銀行集中運動により形成された，地方銀行を基底としベルリン大銀行を頂点とする各株式銀行グループを意味する。本稿が対象とする今世紀初頭においては，貯蓄金庫，信用協同組合は貯蓄性金融機関であり，未だ経済学的意味での「銀行」ではなかった。

ベルリン六大銀行の銀行集中についての方針，形態・方式の相違については，Jeidels, *a.a.O.*, S. 79ff. (邦訳書，90頁以下) を参照。なお，ベルリン六大銀行とは注5で挙げた五大銀行にシャーフハウゼン銀行 (A. Schaaffhausensche Bankverein) を加えたもの。

8) *Ebenda*, S. 127. (邦訳書，150頁)。ただし，訳文は必ずしも邦訳書通りではない。

9) 「産業企業にたいする活動の核心は経常的信用業務および産業にたいする銀行関係の全系列のなかにあるのであって，そのなかで発行活動は一環であるにすぎず，その最も重要な一環ですらない。」*Ebenda*, S. 131. (邦訳書，155頁)。

10) *Ebenda*, S. 33. (邦訳書，38頁)。この他に，ヤイデルスは，産業的銀行業務として交互計算取引が持つ意義を，(1)企業の平穏な拡張にとって決定的な重要性をもつがゆ

えに，信用授与者への従属をもたらし，(2)銀行経営者に産業に関する異なった知識を必要とさせ，(3)産業企業の経営状態を判断する手段となる，という点に求めている。*Ebenda*, S. 32～33.（邦訳書，37～38頁）。

11) Riesser, *a.a.O.*, S. 221ff. リーサーは，産業企業に対する信用銀行の多様なサービスの提供を「雑役婦（Mädchen für Alles)」と形容している。

Ⅲ　銀行流動性

銀行集中運動の結果，成立した信用銀行の資産内容を統計的に確認しておこう。表2により，1907／08年の大銀行と地方銀行の貸借対照表を比較すると，大銀行においては手形，証券担保貸付，有価証券保有の割合が高く，中小規模の地方銀行では交互計算貸付の比率が高くなっていることがわかる。さらに，交互計算貸付の内容を表3のフロー・ストック分析によってみると，地方銀行においてより長期の貸付が行われていることが確認できる。交互計算業務は本来，支払媒介形式の短期的与信手段であるが，しばしば貸越を伴うことによって，経常資金さらには設備資金の調達のための長期性の与信手段となる[1]。こうした交互計算取引を通じた再生産過程に対する資本信用の供与は，銀行流動性の著しい悪化を引き起こすことになるのである。

資産項目の流動性の程度はその制度的表現を貸借対照表序列（Bilanzschema）にみることができる。ベルリン大銀行をはじめとして公表された隔月貸借対照表（zweimonatliche Bilanz)[2] の1911年帝国宰相公告により義務付けられた公表形式によれば，1．現金，2．外国為替・利札，3．発券・決済銀行預け金，4．手形・大蔵省手形，5．ノストロ預金，6．証券担保貸付，7．商品担保貸付，8．自己保有有価証券，9．引受団参与，10．銀行への継続的参与，11．債務者勘定，12．銀行施設，13．その他不動産，14．その他，の順序となっており[3]，交互計算貸付残高を示す債務者勘定は不動産を除くと，最も流動性の低い資産項目と見なされていたことがわかる。これに対し，1934年信用制度法に従った新しい貸借対照表序列では，1.-3．現金準備，満期になった利子・配当証券，4．手形，5．大蔵省手形など，6．自己保有有価証券，7．引受団参与，8．支払能力が明白な短期債権，信用機関に対する流動性，9．

表2

1907/08年における株式普通銀行の貸借対照表（単位：1,000マルク）

資本金1,000万マルク以上（53行）

科目	金額	科目	金額
現金	782,122.0 (7.1)	債権者勘定	3,999,599.9 (36.3)
手形	2,393,911.0 (21.7)	預金	1,822,937.7 (16.5)
債務者勘定	4,884,526.7 (44.3)	引受手形	1,816,273.1 (16.5)
有価証券担保貸付	1,112,310.8 (10.1)	資本金	2,342,850.8 (21.2)
有価証券	1,000,746.5 (9.1)	準備金	568,952.1 (5.2)
継続的参与	388,861.4 (3.5)	純利益	235,116.6 (2.1)
その他	466,541.5 (4.2)	その他	243,289.7 (2.2)
資産合計	11,029,019.9 (100.0)	負債合計	11,029,019.9 (100.0)

資本金100万マルク以上1,000万マルク未満（128行）

科目	金額	科目	金額
現金	89,044.5 (5.2)	債権者勘定	447,214.1 (26.0)
手形	360,117.1 (21.0)	預金	634,821.2 (37.0)
債務者勘定	893,105.2 (52.0)	引受手形	83,843.2 (4.9)
有価証券担保貸付	118,074.6 (6.9)	資本金	375,796.0 (21.9)
有価証券	105,756.8 (6.2)	準備金	69,862.0 (4.1)
継続的参与	8,922.2 (0.5)	純利益	38,468.1 (2.2)
その他	142,691.6 (8.3)	その他	67,707.4 (3.9)
資産合計	1,717,712.0 (100.0)	負債合計	1,717,712.0 (100.0)

資本金10万マルク以上100万マルク未満（126行）

科目	金額	科目	金額
現金	15,211.1 (4.9)	債権者勘定	80,223.1 (26.0)
手形	45,632.6 (14.8)	預金	150,309.6 (48.7)
債務者勘定	161,951.8 (52.5)	引受手形	2,248.5 (0.7)
有価証券担保貸付	5,226.5 (1.7)	資本金	42,452.1 (13.7)
有価証券	31,826.6 (10.3)	準備金	12,589.8 (4.1)
継続的参与	379.4 (0.1)	純利益	5,421.7 (1.8)
その他	48,517.1 (15.7)	その他	15,500.3 (5.0)
資産合計	308,745.1 (100.0)	負債合計	308,745.1 (100.0)

資本金10万マルク以下（80行）

科目	金額	科目	金額
現金	2,298.4 (2.2)	債権者勘定	12,906.6 (12.3)
手形	10,385.6 (9.9)	預金	80,925.4 (76.8)
債務者勘定	38,918.6 (37.0)	引受手形	135.2 (0.1)
有価証券担保貸付	10,439.8 (9.9)	資本金	3,039.9 (2.9)
有価証券	20,505.9 (19.5)	準備金	7,070.1 (6.7)
継続的参与	0 (0)	純利益	590.4 (0.6)
その他	22,762.3 (21.6)	その他	643.0 (0.6)
資産合計	105,310.6 (100.0)	負債合計	105,310.6 (100.0)

（資料）Alfred Lansburgh, *a.a.O.*, Tafel Ⅰ. Ⅱ. Ⅳ. Ⅴ.

（注）括弧内は構成比

表3　交互計算信用のフロー・ストック比率（1901－1913年）

年	ベルリン大銀行	地方銀行	全株式銀行
1901	27.019	10.844	19.158
02	25.052	9.968	17.661
03	23.006	11.382	17.403
04	24.079	12.179	18.533
1905	23.622	11.258	17.947
06	21.890	12.039	17.110
07	25.971	13.117	19.595
08	25.113	18.693	21.755
09	25.746	16.924	21.053
1910	23.983	16.616	19.718
11	27.717	16.403	21.608
12	29.271	17.162	22.684
13	29.318	17.932	21.771

出所）E. Eistert, *Die Beeinflussung des Wirtschaftswachstums in Deutschland von 1883 bis 1913 durch das Bankensystem*, 1970, S.96.

有価証券担保貸付，10．商品担保貸付，11．債務者勘定，12.-21．その他，となっており[4]，債務者勘定は21項目中11番目に位置付けられ，若干の改善がみられる。一方，信用銀行の負債構造については，預金所（Depositenkassen）・支店網の展開による貯蓄性預金吸収の方向性がみられるが，基本的には短期の営業性預金がその過半を占めていたと考えられる[5]。貯蓄性預金の多くはより預金利子率の高い信用協同組合や貯蓄金庫に吸収されていたであろう[6]。

信用銀行が短期性の預金を準備金として長期の資本信用を供与していたとすれば，銀行流動性は著しく悪化せざるを得ないであろう。このような事態に対して銀行流動性を維持する努力は次の2つの方向で追及されると考えられる。第一は，貸付の長期化に対応した貸付債権の流動化であり，第二は，貨幣節約による個別銀行からの現金流出の回避である。

第一の手段は，貸付債権を株式に転換，証券化し，これを売却して貸付債権を回収する方法である。この場合，流動性の回復は資本信用供与の結果発行された株式と銀行が保有する有価証券の流動性に依存する。銀行による有価証券

の保有は，(1)一時的な遊休資金の運用，(2)発行を引き受けた有価証券を販売してしまうまでの期間，(3)株主総会において過半数の議決権を確保するため[7]，によって生じるが，これは資産項目中，自己保有有価証券および引受団参与に属する。そこで銀行保有有価証券の流動性を先に挙げた貸借対照表序列によって確認すると，1911年の貸借対照表では，他銀行への継続的参与を除くと，債務者勘定に次いで流動性の低い順位に位置付けられている。変動の激しい証券市場の動向によって売却価格が左右される有価証券は政策当局によって流動性の低い資産項目とみなされていたことがわかる。1933年の貸借対照表と比較すると，その違いは明白である。さらに，産業株式の「発行（Ausgabe)」と「売出（Emission)」の時間的懸隔を表4によってみると，1896年取引所

表4　工業株式会社における株式の創業後売出年数

売出年数（創業後）	会　社　数	比　率（%）
1年後	9	4.7
2年後	15	7.9
3年後	17	8.9
4年後	19	9.9
5年後	13	6.8
6年後	23	12.0
7年後	11	5.8
8年後	11	5.8
9年後	11	5.8
10年後	9	4.7
11年後以上	53	27.7
合　計	191	100.0

資料）Felix Moral, *Aktienkapital und Aktien-Emissionskurs bei industriellen Unternehmungen,* 1914, S.7.

法（Börsengesetz）改正[8]による1年間の上場禁止期間経過後直ちに売り出されたものは，全体の5%弱に過ぎず，50%以上が売り出されるまでに6年が経過しており，11年以上保有されるものが27.7%に及んでいる。この様な引受株式の長期保有は，産業株式会社の支配目的によるものというよりも[9]，相場上昇による創業者利得（Gründergewinn）の獲得を主要な目的とした収益性原理

に基づく銀行行動[10]とみなされるべきであろうが，「発行」により証券形態に転換されていても「売出」が行われず，10年以上もの長期間にわたって保有されていれば，実質的に貸付と同じである。このことは，ヒルファディング[11]以来，通説で前提されているにもかかわらず，必ずしも，貸付債権そのものの株式への転換・売却による流動性回復メカニズムの作用によって銀行経営の健全性が維持されていたわけではないことを意味している。

従来，信用銀行による資本信用の供与の問題は，株式発行による流動化メカニズムを論理的に前提して論じられてきたといってよい[12]。この問題を，地方銀行が設備信用を供与し，大銀行が長期貸付債権を株式に転換し売却する，という役割分担を強調する議論[13]の分脈で捉え直してみても，「量的制限の止揚」の負担は銀行組織外部には容易に転嫁されず，信用銀行グループ内部で地方銀行から株式発行を引き受ける大銀行へと転嫁され，ベルリン大銀行の流動性悪化を帰結することになるのである。この様に，貸付債権の流動化メカニズムが必ずしも作用していないとすれば，銀行流動性の維持は，第二の方向で，すなわち，預金創出による債権債務の相殺率を高め，現金貨幣節約を促進する方向で追及されていたと考えるべきではないであろうか。そこで，次節において，ドイツにおける支払決済システムの展開を検討することにする。

注

1) Otto Jeidels, *Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie*, Leipzig 1905, S. 32～34.（長坂聰訳『ドイツ大銀行の産業支配』勁草書房，1984年，37～39頁)。ベルリン大銀行については，ヤイデルスはダルムシュタット銀行の例を挙げて，その交互計算信用の多くが取引所取引に利用されていることを指摘している。*Ebenda*, S. 37.（邦訳書，42頁)。

2) 隔月貸借対照表の公表を含むライヒスバンクの銀行統制については，藤瀬浩司「第一次大戦前後のライヒスバンクと銀行統制」（藤瀬浩司・吉岡昭彦編『国際金本位制と中央銀行政策』名古屋大学出版会，1987年，第四章）を参照されたい。

3) Fritz Carl Steinhaus, *Wertpapieranlage der Kreditbanken*, Stuttgart und Berlin 1939, S. 104.

4) *Ebenda*, S. 114f.

5) リーサーは，ドイツ信用銀行の預金のうち貯蓄性預金の占める割合はわずかであり，三分の一（これでも多過ぎると思うと彼は述べているが）程度であった，と言っている。Dr. J. Riesser, *Die deutschen Großbanken und ihre Konzentration*, 4. Aufl.,

Jena 1912, S. 171. 信用銀行による貯蓄預金（Spareinlage）の受け入れが許可されたのは，1928年である。

6) 信用銀行の預金業務については，斉藤晴造『ドイツ銀行史の研究』法政大学出版局，1977年，179～183頁を参照。各種利子率の統計としては，不十分なものであるが，Deutsche Bundesbank, *Deutsches Geld- und Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, Frankfurt am Main 1976, S. 278. がある。

7) Jeidels, *a.a.O.*, S. 110.（邦訳書，128頁）。

8) 1896年取引所法改正は，一株の最低額を1,000マルクとする規定，資本金100万マルク以下の会社の取引所取引からの排除，新規設立企業の株式について一年間の上場禁止期間の設置，鉱工業株の定期取引（Termingeschäft）の禁止，などの規定を含むものであり，小規模銀行業者を証券発行業務から駆逐し，大銀行の影響力を強めることになった。*Ebenda*, S. 53.（邦訳書，61頁）。

9) 「銀行が，株主総会のために万一にそなえて過半数を確保しようとするために，株式の一部を継続的に所有しておくことを合目的的と考えるのは，わずかな企業の場合だけである。」*Ebenda*, S. 110.（邦訳書，128頁）。

10) 津守常弘「独占期における株式会社会計・財務の基本構造」（原田溥・津守常弘編『現代西ドイツの企業経営と公共政策』九州大学出版会，1989年），27頁を参照。

11) Rudolf Hilferding, *Das Finanzkapital*, 1910, Europäische Verlagsanstalt Frankfurt am Main 1968, S. 147-160.（林要訳『金融資本論』1，国民文庫，1964年，221～239頁）参照。

12) 居城弘氏は，信用銀行にとっての流動性確保の拠点として，最終的拠点としての取引所での株式・社債の発行引受による流動化とともに，短期的な拠点として手形割引市場の意義を重視される。信用銀行とドイツ金融市場の構造的特質および中央銀行政策との関連は究明すべき重要な論点であるが，本稿ではこれに取り組む余裕はない。居城弘「第一次大戦前ドイツ信用制度に関する覚え書」（静岡大学『法経研究』第27巻第4号，1979年3月）を参照。

13) 大矢繁夫氏は，証券業務を銀行の本来的な信用業務にはなじまない異質な活動として捉える立場を採られ，対産業「資本信用」供与の主要な担い手は地方銀行であり，それゆえ，大銀行の引受・発行活動は「資本信用」を補完するものではなく，信用業務と截然と区別して把握されるべきであると主張される。大矢繁夫「『金融資本』をめぐる一つの理論問題」（西南学院大学『商学論集』第32巻第2号，1985年9月），「擬制資本・証券市場と信用」（同上，第32巻第3号，1985年12月），「銀行の発行活動に関するノート」（同上，第33巻第1号，1986年5月）を参照。

Ⅳ　支払決済システムの展開

1．公的支払決済制度の導入

まず，中央銀行振替預金と中央銀行券の動向を図1によってみると，1880年代の後半から中央銀行振替預金の増加が著しく，中央銀行券の増加率を上回る増加率を示している。もっとも，1895年以降は，銀行券の伸び率が高くなっている[1)]。「大不況」終焉後のドイツ資本主義の発展を反映したものであろう。次

図1　銀行券・中央銀行振替預金増加率（1880—1913年）

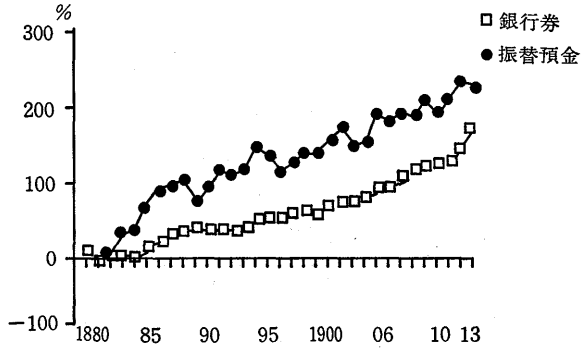

銀行券・中央銀行振替預金増加率（1895—1913年）

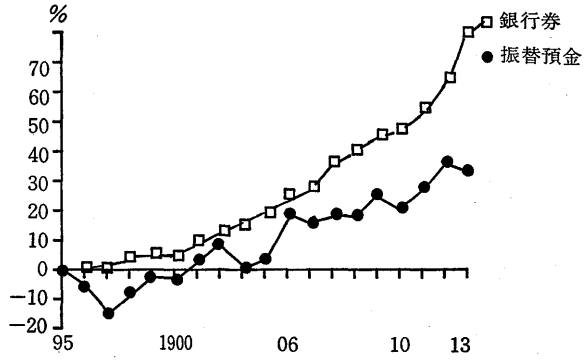

（資料）*Die Reichsbank 1876-1900. Die Reichsbank 1901-1925.*
（注）銀行券流通高，中央銀行振替預金残高は各々年平均額。

図2　ドイツ銀行の預金額　　（単位：10億マルク）

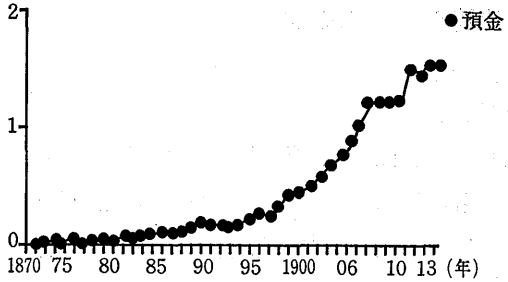

（資料）Bosenik, *Neudeutsche gemischte Bankwirtschaft*, S. 288-289. *Die Bank* 各号。

株式銀行の預金額　　（単位：10億マルク）

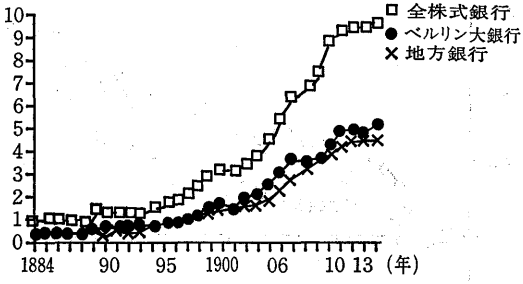

（資料）Deutsche Bundesbank, *Deutsches Geld-und Bankwesen in Zahlen 1876-1975*, 1976, S. 56-59.

（注）ベルリン大銀行は，1893年までは7大銀行，
1894年から1897年までは8大銀行，
1898年からは9大銀行。

に，非発券普通銀行預金の動向をみると，図2により，1895年以降，中央銀行振替預金伸び率の鈍化に反して，急増していることが分かる[2)]。この傾向は特にベルリン大銀行において著しく，1900年時点で，ベルリン9大銀行の預金額は地方銀行109行のそれに匹敵している。

預金は，本源的預金の受け入れによってか，または，銀行信用の供与に伴って，すなわち手形割引や交互計算勘定への借記と同時に小切手勘定ないし振替勘定が開設されることによって生じる[3)]。口座付替による無現金的支払取引は理論的に，支払人が銀行に対して受取人の口座に入金記帳を依頼するものと，受取人が銀行に対して支払人の口座からの引き落しを依頼するものとに分かれ

る[4]。前者には振替（ジーロ）取引が，後者には小切手取引が対応するが，大陸においては，英米の小切手取引に対して，振替取引が独自の発達を遂げた。振替取引のうち，支払人と受取人が同一銀行に振替勘定を保有している場合は，集中化された振替（Zentralisiertes Giro）と呼ばれる[5]。支払人と受取人の間に債権債務関係が成立していると想定すると，債務者たる支払人は振替指図書（Girozettel）を振り出して銀行に送付し，銀行は振替指図書に基づいて支払人の口座から指図された金額を引き落し，受取人たる債権者の口座に振り替える。これに対して，支払人と受取人が各々別の銀行に振替勘定を保有している場合は，分散化された振替（Dezentralisiertes Giro）と呼ばれ[6]，債務者たる支払人は，取引銀行Aに対して債権者たる受取人の取引銀行Bにおかれている受取人の口座への振替を委託する。銀行Aは振出人の口座から引き落し，これを銀行Bに通知する。銀行Bは銀行Aに借記し，受取人の口座に入金記帳する。振替取引においては受取人が口座を有していることが第一の前提であり，さらにその口座がどの銀行にあるかを支払人が知ることが第二の前提である。この意味で支店網の大きさが振替取引を行う上で重要な意義を持つ。

ドイツにおいては，ライヒスバンクが展開した全国規模での振替（ジーロ）勘定網（Gironetz）が最大の支払決済制度であった。ライヒスバンク設立規定を含む1875年銀行法（Bankgesetz）は，第12条において次の様な政策課題を定めている。すなわち，「帝国全域での貨幣流通を統轄し，支払の相殺を簡便にし，利用可能な資本の活用に努める」ことである。この第二の政策課題の遂行のために，ライヒスバンクは，ハンブルク振替銀行から引き継いだジーロ業務を全国的な支店網を基礎に展開する[7]。中央銀行による公的支払決済制度の展開である。ライヒスバンク振替預金は無利子であり，口座保有者は，一定額以上の預金を要求されるが，口座保有者間の振替取引については手数料は不要である。ジーロ業務開始当初の1876年から1883年までは，これを帝国全土に普及させるため，非口座保有者の口座保有者宛の送金に限りこれを無手数料で扱った。さらに1883年以降は，手形割引や動産担保貸付によりライヒスバンクから受けた信用は，現金で支払われるのではなく，振替勘定に貸記されること

表5　ライヒスバンク振替勘定業種別構成

業種	勘定数						預金額					
	絶対数			構成比			絶対数			構成比		
	1900年	1908年	1910年	1900年	1908年	1910年	1900年 マルク	1908年 マルク	1910年 マルク	1900年	1908年	1910年
1. 農業	183	369	350	1.3	1.9	1.8	923,420	2,143,659	1,772,169	0.4	0.8	0.7
2. 工業	5,189	7,763	7,676	37.9	40.0	39.6	51,657,122	70,106,272	71,936,203	21.5	27.0	27.7
3. 商業，運輸，保険	4,898	6,366	6,276	35.8	32.8	32.3	36,891,325	35,952,439	35,845,887	15.4	13.8	13.8
4. 信用制度												
a）株式銀行	2,470	936	998	18.0	4.8	5.2	142,126,071	93,838,276	89,985,625	59.2	36.1	34.6
b）その他		2,311	2,453		11.9	12.6		40,496,856	53,010,597		15.5	20.4
5. 団体，個人等	949	1,138	1,153	7.0	5.9	5.9	8,410,746	15,634,507	6,159,447	3.5	6.0	2.4
6. 保管・寄託勘定		533	504		2.7	2.6		2,136,250	1,112,848		0.8	0.4
合計	13,689	19,416	19,410	100.0	100.0	100.0	240,008,684	260,308,259	259,822,776	100.0	100.0	100.0

出所）Max Muβ, *Der bankmäßige Zahlungsausgleich in Deutschland,* 1922, S.39.

が規定された[8]。手形流通と預金通貨とを結び付けることにより，現金流出の回避がはかられたのである[9]。ライヒスバンクによるジーロ業務の展開に伴い，民間保有口座数は，1876年の3,245から1913年には20,348へと急増し，民間取引総額も，1876年の167億1,100万マルクから1913年には2,870億9,000万マルクへと17倍に達している[10]。口座保有者別の取引額は公表されていないが，表5に民間口座保有者に関して口座数と預金額についての業種別構成が示されている。ライヒスバンクは，対銀行取引ばかりでなく対非銀行取引をも含めた振替取引を積極的に行うことによって，金準備の国内流出の回避，金本位制の維持に努めたのであるが[11]，同表によると，口座数では商工業などが圧倒的な比率を占めているが，預金額では民間預金総額の半分以上が銀行部門に集中しており，銀行，特に株式銀行がより多額の振替取引を行っていたことを推測させる。

さらに，1883年からライヒスバンクの手によって，全国に手形交換所(Abrechnungsstelle)が設立された。1883年にベルリンに設けられたのを初めとして，その後各地に展開し，フランクフルト，ドレスデン，ライプツィッヒ，ハンブルク等にも同年中に，ブレスラウ，ブレーメンには翌1884年に設けられ，1913年には24を数えるまでになった。ドイツの手形交換所はライヒスバンクの振替勘定網の影響を受けてその発達が遅れたといわれているが，それでも表6に示される様に，1884年に121億3,019万マルクの手形交換高は，1900年に294億7,274万マルク，1913年には736億3,420万マルクに達したのである。このライヒスバンクによる公的手形交換所のうち，最も発達したのは振替銀行の歴史を持つハンブルクであり，次にベルリンであった。この点を図3により確認すると，ハンブルク手形交換所の手形交換高は開設当初，全国手形交換高の50%弱であり，その後この比率は主としてベルリン手形交換所の発達のために低下したが，両手形交換所だけで全体の70%前後を占めていた。次に，相殺率を比較すると，ハンブルクは90%を超える非常に高い相殺率を示しているのに対して，ベルリンでは1884年には46.7%に過ぎず，その後徐々に上昇するが，60%前後にしか達していない。

手形交換残高の決済はライヒスバンクにおける当該関係者の振替勘定の付替によって行われるが，その場合，相殺率が低い程，交換尻の決済資金として維

表6　全国手形交換所の取引額　　（単位：1,000マルク）

年	手 形 数	取引総額	平 均 額
1883	149,550	887,547	5.930
1884	1,979,012	12,130,196	6.130
1885	2,085,449	12,554,444	6.020
1886	2,205,563	13,356,482	6.060
1887	2,334,307	14,207,193	6.090
1888	2,500,183	15,514,563	6.210
1889	2,709,770	18,048,962	6.660
1890	2,825,314	17,991,301	6.370
1891	2,895,245	17,663,274	6.100
1892	2,989,835	16,762,791	5.610
1893	3,164,308	18,122,616	5.730
1894	3,330,874	18,233,033	5.470
1895	3,633,426	21,121,262	5.810
1896	3,889,778	22,720,177	5.840
1897	4,073,632	24,016,725	5.890
1898	4,490,303	27,975,278	6.230
1899	4,897,154	30,237,664	6.180
1900	5,186,237	29,472,744	5.680
1901	5,409,985	28,922,035	5.350
1902	5,791,908	29,969,050	5.170
1903	6,303,359	31,136,532	4.940
1904	6,664,638	32,635,273	4.900
1905	7,341,995	37,602,991	5.120
1906	8,177,404	42,036,098	5.140
1907	9,183,997	45,313,106	4.930
1908	10,531,271	45,960,854	4.360
1909	11,911,561	51,427,462	4.320
1910	12,459,474	54,341,811	4.360
1911	13,471,426	63,015,295	4.680
1912	14,942,884	72,543,573	4.850
1913	15,589,659	73,634,205	4.723

（出所）*Die Reichsbank 1901-1925*, Tb.30.

図3　取引総額に占める主要手形交換所の比重

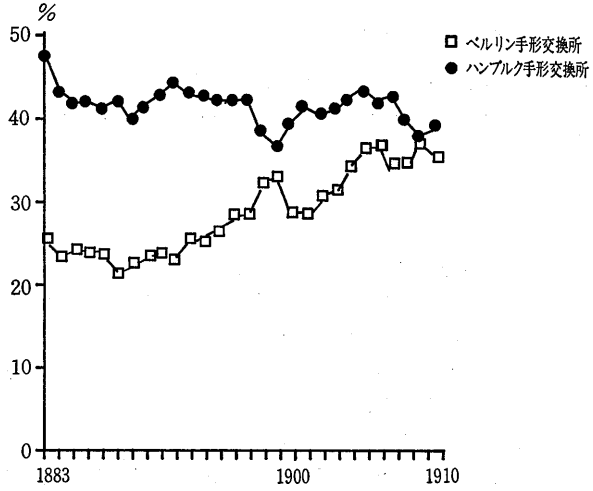

全国・主要手形交換所の相殺率

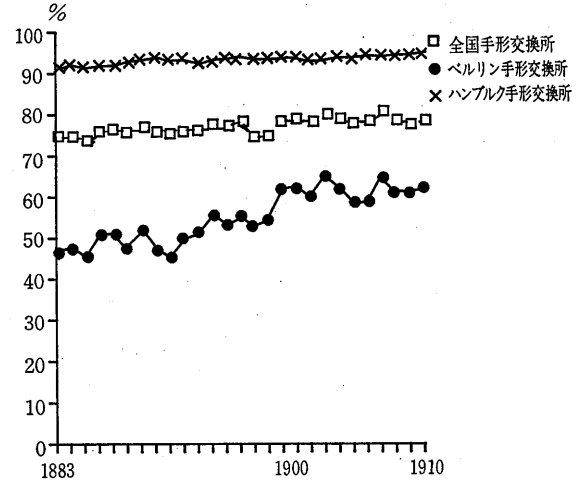

（資料：*Die Reichsbank 1876-1910*, Tb. 52）

持されるべき中央銀行振替預金はより多額になる。また，分散的な銀行システムのもとでの振替取引は銀行間に恒常的な取引関係がない限り，中央機関による媒介を必要とすることになるため，中央機関としてのライヒスバンクに保持されるべき振替預金はこの面からも多額となり，民間銀行の現金準備率を引き

上げることになる。ドイツ民間銀行の支払取引は，この公的支払決済制度に相当程度依存して行われていたと考えられるが，しかし，さきにみた様に，1890年代後半以降，中央銀行振替預金の増加が鈍化するのに対して，株式銀行預金は著しい伸びを示す。信用銀行が独自の決済システムを展開していくのである。

注

1) 1895年以降の中央銀行振替預金伸び率の鈍化は，本章第2項でみるように，信用銀行による民間支払決済システムの展開を反映したものであると考えられる。

2) Knut Borchardt, Währung und Wirtschaft, in: Deutsche Bundesbank, *Währung und Wirtschaft in Deutschland in 1875-1975*, 2. Aufl., Frankfurt am Main 1976, S. 42.（日本銀行金融史研究会訳『ドイツの通貨と経済　1876〜1975年』上，東洋経済新報社，1984年，I「通貨と経済」，54頁）参照。

3) Eugen Schmalenbach, Scheck und Giro, in: *Zeitschrift für Handelswissenschaftliche Forschung*, 1, 1906/07, S. 403.

4) 後藤紀一『振込・振替の法理と支払取引』有斐閣，1986年，13頁，参照。

5) Schmalenbach, *a.a.O.*, S. 403.

6) *Ebenda*, S. 404.

7) *Die Reichsbank 1876-1900*, Berlin o. J, S. 52ff.

8) *Ebenda*, S. 57-58.

9) この点については，靄見誠良「日本における小切手流通の展開とその限界——手形交換所と公的振替制——」（法政大学『経済志林』第54巻第1号，1986年7月）から示唆を受けた。

10) *Die Reichsbank 1901-1925*, Berlin o.J, Tab. 24.

11) ライヒスバンクは，また，無現金的振替取引によって遊離された金準備を基礎に非銀行への信用供与をも行った。これは，1875年銀行法に挙げられた政策課題の第三に対応する。この点については，工藤章「第一次大戦前のライヒスバンク——金融政策と金融市場——」（金融経済研究所『金融経済』第145号，1974年4月），86頁以下，および，松田清「ライヒスバンクの信用構造について——金融資本成立期を中心に——」（阪南大学『阪南論集』社会科学編，第15巻第1号，1979年8月）を参照。

2. 民間支払決済システムの発達

銀行集中の進展は，第一に，銀行系列化・支店網の拡大により大量の貨幣資本を大銀行に集積し，第二に，固定資本の巨大化・産業資本の集積・集中を反映して，減価償却基金や利潤積立金，さらには再生産から引き上げられた貨幣

資本といった中長期性の預金を増大させる。資本信用の供与は，銀行に追加的に流入するこれらの現金預金を準備として可能となるのである[1]。だが，銀行集中の意義は，中長期性預金の大量的集積にとどまらない。一般に取引先を生産系列に対して縦断的および横断的に拡大することは，銀行にとって，預金流出入の平準化，対抗的債権債務関係の増加に伴う無現金的決済部分の増大をもたらす[2]。集中以前の分散的な銀行システムの場合と比較して，銀行集中の影響を考察してみよう。中央機関が存在しない銀行間の振替取引の場合，煩雑な事務手続きを別としても[3]，銀行間に直接取引関係がない通常のケースでは各各分散された取引額の決済は相当額の残高を生じ，事情によっては，現金による決済が行われなければならなくなる[4]。ここに取引の集中決済を果たす中央機関を求める誘因が生じる。この役割はドイツ統一後の初期においてはライヒスバンクによって果たされた。だが，ライヒスバンク振替預金においては最低金額の保持が強要されるとともに，決済資金不足の際の中央銀行からの信用授与の範囲は限定されている。とりわけ比較的劣等な担保（手形，有価証券）しか持たない地方銀行にとってはこの範囲は狭いものになる。他方，銀行グループの上位機関たるベルリン大銀行は，比較的多くの銀行との直接的な取引関係を基礎に下位機関の中央機関となることにより，より広範な取引先を包括し，上述した一般的結果を実現することが可能になる。こうして，銀行集中によるグループの形成は，取引銀行を異にする当事者間の支払取引を，グループ内部に取り込み，その頂点に立つ大銀行を中央機関とした無現金的支払取引を拡大することによって，グループ外部への現金流出を回避するのである。

前項で述べた様に，ドイツの手形交換所はライヒスバンクによって設立されたのであるが，ベルリンには公的手形交換所の他に，もう一つのベルリン所在銀行によって設立された手形交換所が存在していた。Die Bank des Berliner Kassen-Vereins（以下，Kassen-Verein と略記）である[5]。同行は，1883年にベルリン手形交換所が設立されるまでベルリンにおける唯一の手形交換所であった。参加者数は，1909年時点で147，一方，ベルリン手形交換所はライヒスバンクを含めてわずか19に過ぎなかった[6]。Kassen-Verein 自体もベルリン手形交換所に参加しており，加盟銀行から受け取った手形，小切手をこれに持

図4　Die Bank des Berliner Kassen-Vereins の業務動向
（単位：10億マルク）

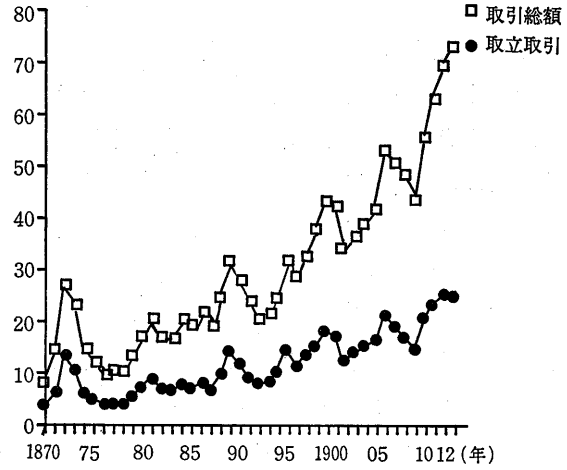

（資料：Georg Buss, *Berliner Boerse von, 1685-1913*, S.115.
Hellmut Gebhard, *Die Berliner Börse von den Anfängen bis zum Jahre* 1896, Berlin, S. 133.）

ち込むのである。1908年の，取引総額は432億3,286万マルクに達し，このうち，ベルリン手形交換所との取引額が50億8,793万マルク，ライヒスバンクとの振替取引が34億5,941万マルクであり[7]，一地方手形交換機関であるにも関わらず，極めて重要な意義を有していた。さらに，ここで注目したいのは，Kassen-Verein の取立取引（Inkasso-Verkehr）における相殺率の高さである。1908年で比較すると，表7より Kassen-Verein では148億2,384万マルクの取引の90.9%が口座の振替で処理されたのに対して，ベルリン手形交換所では手形交換高157億8,087万マルクの相殺率は61.1%に過ぎない[8]。図5に示されている様に，Kassen-Verein の相殺率は一貫して高水準で推移している。同じくベルリンに所在する手形交換機関であるにも関わらず，両者の相殺率の水準がこれほど異なるのは何故であろうか。ベルリン手形交換所に対する Kassen-Verein の特質・独自性はどこに求めることができるのであろうか。

Kassen-Verein は，ベルリン所在銀行によって設立されたという事情から推察される様に，単なる手形交換所ではなく，ベルリン所在銀行の有価証券業務に深く関与していた。ベルリン証券取引所では直取引（Kassageschäft）と

表7 Die Bank des Berliner Kassen-Vereins の業務動向

（単位1,000マルク）

年度	取引総額	取立取引				相殺率	振替勘定取引総額	振替勘定一日当り平均預金額
		呈示手形，有価証券，計算勘定	一日当り呈示額		月末呈示平均額			
			最高額	最低額				
1897	32,336,975	13,556,672	452,133	11,016	370,488	91.63	13,140,476	21,695.0
98	37,725,103	15,176,733	426,122	21,329	374,334	92.52	15,495,643	22,406.5
99	42,854,937	18,210,520	532,479	19,803	441,465	92.7	17,264,325	22,833.3
1900	41,858,300	16,841,111	486,568	17,954	394,180	92.27	18,240,747	21,309.6
01	34,209,919	12,603,862	451,377	11,889	317,892	91.14	15,115,151	20,674.8
02	35,881,453	13,913,119	467,367	15,983	386,876	92.11	15,384,094	23,205.6
03	38,610,820	15,124,824	516,688	14,873	420,572	92.64	16,362,930	17,662.3
04	40,891,723	15,751,324	525,869	20,466	394,952	91.88	17,441,997	18,884.8
05	52,713,479	21,090,899	593,198	27,936	527,469	92.03	22,164,207	23,892.9
06	50,343,826	18,659,679	522,166	25,572	455,757	90.24	21,934,667	18,015.1
07	47,998,369	16,578,477	520,798	21,250	373,142	91.01	22,086,375	15,741.2
08	43,232,861	14,823,843	418,602	17,764	335,699	90.86	19,577,665	13,885.9
09	55,120,685	20,208,129	700,904	25,278	534,356	90.05	24,133,833	17,796.3
10	62,557,508	23,192,799	739,550	31,964	685,347	90.67	27,192,919	17,162.2
11	69,128,798	24,988,174	875,545	31,775	735,119	91.46	30,434,322	18,666.4
12	72,403,584	24,629,716	883,890	27,608	727,391	90.93	32,889,880	18,650.0

（出所）Georg Buss, *a.a.O.*, S.115.

図5　Die Bank des Berliner Kassen-Vereins における取立取引の相殺率

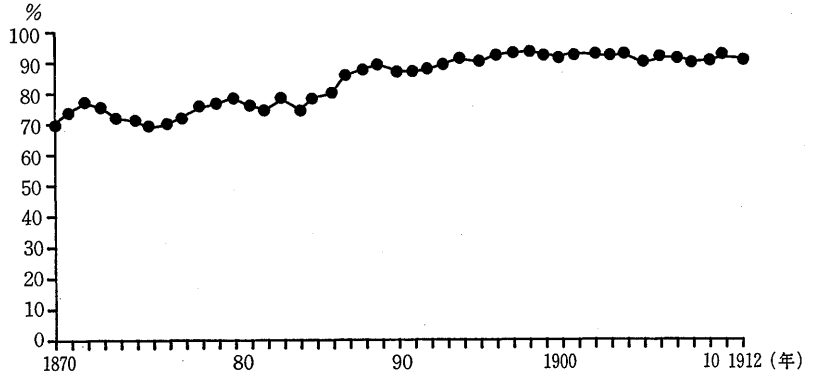

（資料）*Die Bank des Berliner Kassen-Vereins 1850-1900*, Denkschrift. Berlin & Leipzig 1900, S. 80-81. Georg Buss, *a.a.O.*, S. 115.

月末に清算が行われる定期取引（Termingeschäft）とが行われていたが，Kassen-Verein は，1869年から定期取引の清算機関として機能していた[9]。直取引については，その大部分は翌日渡し（Per Morgen）であり，引渡期限の来た当日の午前9時から正午までにその受渡しを完了しなければならないが，受渡しの場所は取引所ではなく，買い手の営業所ないし買い手の指定するベルリンの商会と規定されていた。そこでベルリンの銀行および銀行業者のほとんどはその有価証券の受渡しを Kassen-Verein において行い，同行は，直取引の決済機関ともなっていた。こうして受渡しの空間的集中が行われ，加盟銀行間の証券売買代金決済は，期日が一致する場合には，差額決済によって処理されうることになるのである。兼営主義を採るドイツ信用銀行の証券業務には自己及び他人勘定の証券売買業務が含まれ，取引所所在地の銀行は有価証券ブローカー業務に関連して有価証券の寄託（Depot）・管理（Verwaltung）を行う[10]。有価証券は，顧客，地方銀行からの重層的な寄託関係を通じてベルリンに集中されることになり[11]，一部は貸付に対する担保として機能し，また，受託銀行に議決権が委任され，株式総会におけるベルリン大銀行の発言力の基礎ともなるのである。

これらの有価証券はさらに，有価証券振替決済機関たる Kassen-Verein に寄託される。有価証券振替決済制度（Giro-Effekten-Depot）は，有価証券売買に伴う証券の受渡しに際して，実物の授受を行わず証券寄託勘定の振替によって処理を行うものであり，1882年に Kassen-Verein が開始した制度である（図6）。有価証券振替決済制度に参加している銀行は，予め保有証券を同行に預託し，Kassen-Verein は預託証券を銘柄別に総合して保管する。こうして預託された有価証券は規定の「小切手」の振り出しによってのみ処分可能である[12]。有価証券振替決済制度の導入は，証券売買に伴う証券取扱費用を節約するばかりでなく，口座振替による決済の比率を高め（図7），それによって遊離した決済資金の一部を証券担保貸付取引に向かわせることになった。Kassen-Verein に寄託された有価証券を「緑色小切手」の振り出しによって利用する証券担保貸付は1888年から始められた[13]。図6における総取引額と証券預託受渡総額との差額が，担保になった有価証券の市場価格総額であるが，

図6　Die Bank des Berliner Kassen-Vereins における有価証券振替決済の総取引額と証券預託引渡総額
（単位：10億マルク）

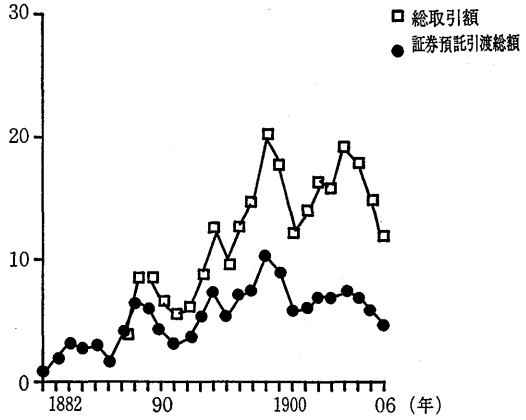

（資料）Wittekind, G. *Depotarten unter besonderer Berücksichtigung des Giro-Effekten-Depots der Bank des Berliner Kassen-Vereins*, 1909, S 42-43.

図7　Die Bank des Berliner Kassen-Vereins の有価証券振替決済取引における口座振替の比率

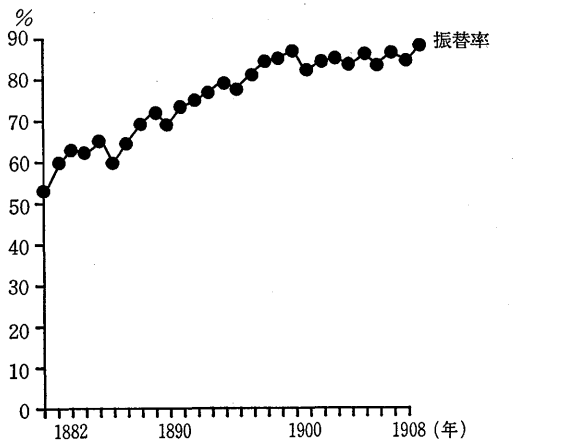

（資料）図6に同じ。

1890年代後半に急増し，1900年には有価証券振替取引総額の49.7%，1905年には60.4%を占めるまでに増加した。この様な証券担保貸付の増大は，1897年から1907年まで鉱工業株の定期取引が禁止されたことによる証券取引資金の増加がその一要因であると考えられるが，証券市場の拡大を促進し，銀行に証券売買業務からの手数料収入をもたらすばかりでなく，発行を引き受けた証券を売り出すための条件をも形成することになるのである。

以上の様に，Kassen-Verein は，ベルリン所在銀行にとって手形交換所であると共に有価証券振替決済機関であるという二つの機能を持つものであった。この点がベルリン手形交換所と Kassen-Verein との主要な相違であるとするならば，後者における相殺率の高さはこの両機能を持つことによってもたらされたと考えるべきではないであろうか[14]。交換された手形が相殺されれば，割引手形の決済は現金ではなく決済性預金の付替によって行われる。したがって，相殺率を高めることは個別銀行にとっては，現金準備流出を回避し，支払準備率を低く抑えることにより，信用創造能力が上昇することを意味することになる。それゆえ，相殺率のこの様な相違をもたらす要因は，信用銀行の信用創造能力を規定する要因となるのである。

注

1) ここで述べているのは，資本信用が中長期性の預金を準備とする決済性預金の設定によって供与されるということであって，資本信用の内実を，中長期性の預金を中長期的に貸し出すという，信用媒介として把握すべきことを意味するわけではない。商業銀行による資本信用の供与は，形態的にばかりでなく，実質的にも信用創造である，というのが本稿の主張である。この点について，生川栄治『信用理論の体系』有斐閣，1985年，147頁を参照。

2) 「多様かつ多種の預金者を含めば含むほど，個々の預金の流出入が相殺されるようになり，銀行預金勘定の変動は制限され，預金勘定の流通は平均化し，支払準備率は減少してそれだけ多くを貸付に用いることができるようになった。また別の面では，大銀行化と支店網の拡大は，対抗的債権債務関係を増加させ，相殺を拡大し，振替的記帳移転の分量を増大させて，無現金的に決済される範域は拡大される。」(鈴木芳徳『信用制度と株式会社』新評論，1974年，60頁)。しかし，再生産規定的な預金の流出入は，銀行にとって与件であり，また，個別銀行がすべての取引系列を包括することは不可能である。したがって，大銀行化・支店網の拡大によって直ちに相殺率の上昇，所要現金準備率の低下を結論しうるかは，疑問である。また，山口茂氏は，信用

銀行による銀行信用の造出とその金融組織による相殺が，19世紀後半のドイツの経済的発展をもたらしたという見解を示されている。山口茂『金融の経済学』廣文社，150〜151頁。

3) 通常，支払人から取引銀行への資金移転（Fund Transfer）の注文，取引銀行=支払銀行から相手銀行への通知，支払人の勘定への借記の完了と同時にそのことの相手銀行への通知，相手銀行の側での支払銀行への借記および受取人勘定への貸記と同時にそのことの受取人への通知，支払銀行から受取人への通知，さらには支払人から受取人への直接の通知，という手続きがとられる。F. Schmidt, Bargeldloser Zahlungsverkehr, in: L. Elster/ A. Weber/ F. Wieser (hrsg.), *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, II, 4. Aufl., Jena 1924, S. 345.

4) *Ebenda*, S. 347.

5) Max Wittner and Siegfried Wolff, The Method of Payment by Means of Bank-Account Transfers and The Use of Checks in Germany, in: *Pubilications of National Monetary Commission* Vol. 11, Washington 1911, p. 232. Die Bank des Berliner Kassen-Vereins は1823年に設立され，1850年にベルリン銀行家有志によって Kassen-Verein（出納組合）として組織変更されたが，その後独立の株式会社に改組された。Die Bank des Berliner Kassen-Vereins の訳語としては，「伯林会計組合銀行」（江口駒之助編『欧米取引所』東京印刷，1902年），「伯林出納組合銀行」（串本友三郎『独逸の証券取引所』文雅堂，1927年，松本信次『株式取引所論』高陽書院，1936年），「伯林金庫組合交換所」（向井鹿松『総合取引所論』日本評論社，1932年），「伯林金庫組合小切手交換所」（楠見一正・島本融『独逸金融組織論』有斐閣，1935年），「伯林出納組合金庫」（上林正矩『証券市場論』下，白揚社，1949年）など様々なものがあり，同行の持つ多面的な性格を想起させるが，本稿では，訳語は付けないことにする。

6) *Ibid.*, p. 232.

7) *Ibid.*, p. 233.

8) *Die Reichsbank 1876-1910*, Berlin 1912, Tab. 46.

9) *Die Bank des Berliner Kassen-Vereins 1850-1900*, Denkschrift, Berlin und Leipzig 1900, S. 34.

10) 有価証券寄託・管理業務は開封寄託（offene Depots）と封緘寄託（verschlossene Depots）および安全貸金庫（Safes）に分かれるが，有価証券ブローカー業務に直接関連するのは開封寄託である。銀行が取引先の委託により有価証券を購入した場合，購入委託者から特別の申し出がない限り，銀行はこの有価証券を開封寄託として保管し，管理する。寄託A（Depot A）あるいは管理寄託（Verwaltungsdepots）である。地方銀行が取引先の委託により取引所所在地銀行に依頼して有価証券を購入した場合，取引所所在地銀行にこの有価証券が保管されることにより，寄託B（Depot B）ないし銀行寄託（Bankendepots）が生ずる。この取引において，購入代金の一部

のみが支払われ，残額が購入証券を担保として貸し付けられた場合，この証券は寄託C（Depot C）あるいは一部勘定（Stückenkonto）として取り扱われ，受託銀行が購入委託銀行に対して有する全債権の担保となる。Georg Obst, *Das Bankgeschäft*, I, 9. völlig veränderte Aufl., Stuttgart 1930, S. 585-599. および，G. v. Schulze=Gaevernitz, *Die deutsche Kreditbank*, Tübingen 1922, S. 118-120. を参照。

11) 有価証券寄託業務の規模は統計が公表されていないため，確定することは出来ない。唯一利用できると思われる Müller の数値によれば，ドレスデン銀行 Dresdner Bank は総額20億マルクの有価証券を保管していた。Waldemar Müller, Die Organisation des Kredit- und Zahlungs-verkehr in Deutschland, II in: *Bankarchiv*, 1909, S. 115. この数値は開封寄託分類別ではなく寄託証券の総額を示すものであるが，同行の1908年の債務者勘定残高4億4,470万マルク，資産総額10億3,957万マルクと比較すれば，この業務の大きさが推定できる。

12) 証券寄託勘定の振替には「赤色小切手（rote Scheck）」が，証券実物の引出しには「白色小切手（weiße Scheck）」が，証券担保貸付を受けるためには「緑色小切手（grüne Scheck）」が用いられる。*Die Bank des Berliner Kassen-Vereins 1850-1900*, S. 126.

13) *Ebenda*, S. 36-37.

14) フランクフルトにもベルリンと同じく，2つの Clearing House が存在した。公的手形交換所とフランクフルト銀行（Frankfurter Bank）である。だが，フランクフルト銀行の場合は，民間普通銀行が手形交換業務を行っているに過ぎず，この業務分野における比重は公的手形交換所に劣り，取引額も相殺率もこれを下回っていた。Max Wittner and Siegfried Wolff, *op. cit.*, p. 237. を参照。

V　資本信用と信用創造—結びにかえて—

ヤイデルスによれば，銀行産業関係の緊密化が進行する際に，二つの傾向が確認される。ひとつは，「ある産業企業の取引をひとつの銀行に限定しようとする傾向」であり，もうひとつは，「交互計算業務からますます銀行と産業の全業務取引の要点がつくりだされる傾向」である[1]。この傾向は，資本信用を供与する信用銀行の側からみると，第一に，創業者利得の取得の前提である証券引受を確実に手中にし，第二に，長期性の信用を保全する信用分析手段を発達させ，第三に，産業企業に多様なサービスを提供しつつ，自らはあらゆる収益機会を追及し，そして，第四に，自行の顧客の支払取引の系列を可能なかぎ

り包摂しようとする，という銀行の努力を示すものと捉えることができる。授与された資本信用が他銀行の顧客からの設備購入にあてられた場合，銀行の現金準備は多大な変動を受けることになるからである。

銀行信用供与によって生ずる支払準備の変動を，商業信用代位，証券金融，資本信用の各々の場合についてみてみよう。商業信用代位の準備率は，銀行組織全体にとっては商業流通と一般的流通の規模によって規定されている[2)]。個別銀行においては偏差が生ずるが，銀行制度内部で手形交換と貨幣市場とによって処理されることになる。証券金融の場合の準備率は，商業信用代位の様な再生産的規定性を持たない。この場合，信用制度の内部において準備金が移動するだけであり，再生産過程へ現金は流出しないからである。しかし，個別銀行にとっては，証券売買取引に伴う決済が同一銀行内の預金振替によって行われるのか，異なる銀行間で行われるのかは，重要な問題である。後者の場合，それ自体としては証券購入代金相当額の現金準備が移転することになる。だが，実際には証券市場における売買取引の錯綜により必要とされる決済資金は授信総額に比して少額となることはいうまでもない[3)]。しかし，銀行組織外部で決定される準備金の移動は，個別銀行にとっては所与となる。次に再生産過程に対する資本信用供与の場合の準備金についてであるが，銀行組織全体としては，再生産の拡大に伴う商業流通の，さらには一般的流通の増大によって，信用制度から流出する現金が準備金として存在していなければならない。ところが，個別銀行の立場からは事情が異なる。受信者の設備購入の結果，銀行間に債権債務関係が発生した場合，購入金額に相当する準備金が相手銀行に支払われなければならないからである[4)]。銀行集中による取引先の再生産系列の包摂は，このような事態に対処する銀行行動という側面を持っていた。しかし，これを完全に行うことは不可能である。より現実的な状況を想定すれば，個々の銀行の取引先は様々な生産系列に属しているであろうから，与信額だけの準備金を保持する必要はない。だが，いずれにしても個別銀行にとって準備金の移転は，再生産的に規定されたものとして現れて来ることになるのである。

以上の考察において銀行信用供与に伴う準備金の移動は，商業信用代位と再生産過程に対する資本信用供与の場合は再生産的に規定されており，証券金融

の場合は再生産規定性は持たないものの，個別銀行にとっては与件であることが明らかになった。ところが，前節Ⅳでみた様に，ベルリン所在の信用銀行はKassen-Verein において高水準の相殺率を実現していた。この様な事態が，再生産的な規定および外部的与件による受動的な結果でないことは，ベルリン手形交換所を持ち出すまでもなく明らかである。信用銀行による能動的な債権債務関係の形成・準備金移転を可能にするものは，自己勘定による証券売買であろう。

再生産規定的に，および外部的与件により形成された銀行間債権債務関係に対して，信用銀行は，自らが債務を負う銀行に対して証券売却を行うことにより，反対方向の債権債務関係を能動的に創り出し，債権債務の相殺度の上昇をはかる。この様な証券取引は市場にとっては限界的な部分でしかありえないが，最も流動性の高い有価証券を用いた売買取引は，自行からの現金流出を可能な限り回避し，支払準備率を最小限に引き下げる意味を持つのである。

証券業務を兼営する信用銀行，その頂点に位置するベルリン大銀行は，資本信用の証券形態への転換によって，「量的制限の止揚」の負担を地方銀行から受け継ぐことになるが，支払決済システムの発達および証券流通を媒介とした貨幣節約メカニズムの展開により，債権債務の相殺率を上昇させ支払準備率を低下させて，信用創造能力を飛躍的に高めていくのである。だが，問題は，信用銀行が相殺率の事後的・限界的上昇を前提に，過少な現金準備をもとに積極的な信用供与を行うとすれば，貨幣節約メカニズムの展開は必ずしも，銀行流動性の回復に結び付かないということである。むしろ，わずかな現金の流出入が信用銀行の与信活動に大きな影響を及ぼすことになるであろう。この点は，信用銀行とベルリン貨幣市場の関連，さらにはライヒスバンクの金融政策と関わってくる問題であるが，今後の課題としたい。

注

1) Otto Jeidels, *Das Verhältnis der deutschen Großbanken zur Industrie*, Leipzig 1905, S. 63.（長坂聰訳『ドイツ大銀行の産業支配』勁草書房，1984年，71頁）。

2) 川合一郎『管理通貨と金融資本』（『川合一郎著作集』第6巻，有斐閣，1982年），

37〜38頁を参照。また，本稿Ⅰ注4 をも参照されたい。

3) 川合，同上書，43頁を参照。

4) この場合，現金預金の個別銀行への流入およびそこからの流出の速度が，供与できる資本信用の限度額を決定することになる。すなわち，現金的信用創造である。